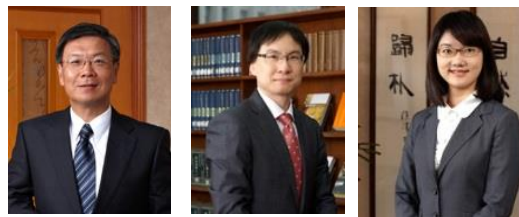


台湾における政府による 知的財産権に関する各種 優遇・支援制度



弁護士 李文傑 弁護士 劉倫仕 技術者 謝依玲

理律法律事務所

Lee and Li, Attorneys-at-Law

理律法律事務所は、創立以来 50 数年間、「關懷」(Care)、「服務」(Serve)、「卓越」(Excel) を価値の核心に据えている。台湾最大の総合法律事務所として、豊富な人的資源を強みに、多岐にわたる分野をカバーして、全方位的なサービスを提供し、クライアントおよび社会に貢献している。

知的財産権に関する台湾政府の支援/優遇には以下のものがある。

1. 企業の研究開発 (R&D) 費用の税額控除

台湾に登録されている会社や有限責任事業組合(注)を対象に、研究開発 (R&D) の専門部署が研究開発のため支出した費用について、支出金額の 15%以内の費用が当年度の法人税から税額控除されるか、または、3年度分を限度として支出金額の 10%以内の費用が当年度の法人税から税額控除される権利が与えられる。ただし、申告方式を一度決定したら、その後の変更はできない(「産業創新条例」第 10 条)。

なお、対象とされる研究開発 (R&D) の費用として、以下の項目が挙げられている(「公司研究發展支出適用投資抵減辦法」(和訳:「会社の研究發展の支出費用が投資充実に適用できるか否かの認定基準」)第 4 条、第 6 条、第 9 条)。

- (1) 研究開発 (R&D) に従事する正社員の人件費
- (2) 整合性を有する原料の入手・受領記録があり、研究プログラムおよび記録または報告と対照確認でき、かつ、研究開発 (R&D) の専門部署が使用する、消耗性の器材、原料、材料およびサンプルの費用

- (3) 研究開発 (R&D) のため、購入または使用している専利《特許、実用新案、意匠》権、専門技術または著作権に係る当年度の減価償却を計上した費用または支払費用
- (4) 研究開発 (R&D) のため購入した、専門性または特殊性を有するデータベース、ソフトまたはシステムの費用

会社や有限責任事業組合が研究開発 (R&D) の専門部署を設置しておらず、主に研究開発 (R&D) に従事している正社員が他部署に配属されている場合、当該正社員が研究開発 (R&D) に投入した費用が当該他部署の非研究開発業務の費用と確実に区別できれば、関連書類を揃えて、税局に対し特別に認定するよう申請することが可能である。ただし、認定するか否かは、税局が前述の「公司研究開発支出適用投資抵減辦法」の規定に基づいて決定する。

2. 企業の研究開発成果の収益に対する所得控除

台湾に登録されているすべての会社または有限責任事業組合を対象に、当該会社または組合が行った研究開発 (R&D) により創出された知的財産権を他社に譲渡または使用許諾する場合に、それによって得た収益は、当年度の研究開発 (R&D) の費用の 200% の範囲内で、所得控除を受ける権利が与えられる。ただし、前述の産業創新条例第 10 条の法人税からの税額控除と、択一的に適用しなければならない（「産業創新条例」第 12 条の 1）。

3. 創作物は相続税の対象にならない

創作を奨励するために、被相続人自身による創作物（著作物、専利《特許、実用新案、意匠》権および芸術品）は相続税の計算から除外できる財産とされる（遺産及贈與税法（和訳：「遺産および贈与税法」）第 16 条第 5 項）。

4. 「産業創新条例」以外の、重点産業に対する税制優遇

一般の会社の知的財産権に関する支援・優遇は、基本的に前述の「産業創新条例」に規定されているが、将来性のある産業に対して特別な税制上の優遇をさらに与えることは、次の14の特別法にも規定されている。例えば、バイオ新薬会社を対象に、研究開発（R&D）費用および人材育成について、関連基準に満たす場合、支出金額の35%以内の費用が5年度分を限度として法人税から税額控除される権利が与えられる（「生技新薬産業発展条例」（和訳：「バイオ新薬産業発展条例」）第5条、第6条）。産業別の税制優遇の詳細については、紙幅のため割愛する。

- (1) 生技新薬産業発展条例第5条、第6条
- (2) 発展観光条例第50条（和訳：「観光発展条例」）
- (3) 促進民間參與公共建設法第36条、第37条、第40条（和訳：「公共建設への民間參與の促進に関する法律」）
- (4) 奨励民間參與交通建設条例第28条、第29条、第33条（和訳：「交通建設への民間參與の奨励に関する法律」）
- (5) 文化創意産業發展法第27条（和訳：「文化創意産業發展法」）
- (6) 電影法第7条（和訳：「映画法」）
- (7) 運動産業發展条例第25条（和訳：「運動産業發展条例」）
- (8) 自由貿易港區設置管理条例第29条（和訳：「自由貿易港エリアの設置管理に関する条例」）
- (9) 國際機場園區發展条例第35条（和訳：「國際空港パークの發展に関する条例」）
- (10) 新市鎮開發条例第14条、第24条（和訳：「新しい都市と町の開發に関する条例」）
- (11) 都市更新条例第49条（和訳：「都市再開發条例」）
- (12) 中小企業發展条例第35条、第36条之2（和訳：「中小企業發展条例」）
- (13) 所得稅法第51条

- (14) 資源回収再利用法第23条第2項（和訳：「資源の回収および再利用に関する法律」）

5. 特許年金の減免

特許権者が自然人又は台湾の学校である場合、年金の減免が受けられる。特許権者が外国の学校、又は台湾若しくは外国の中小企業である場合、書面をもって年金の減免を請求することができる。特許権が2以上の権利者により共有されている場合、全ての権利者が減免請求の要件を満たしてなければならず、規定の手続きが完了してはじめて年金の減免を受けることができる。

中小企業とは、台湾の「中小企業認定基準」第2条第1項の規定を満たした事業者を指す。

- (1) 製造業、建築業、鉱業及び土砂採取業であって、払込資本金が8千万台湾ドル以下、又は常勤雇用者が200人未満のもの。
- (2) 前記規定以外の事業で、前年の売上高が1億台湾ドル以下、又は常勤雇用者が100人未満のもの。

年金減免の要件を満たしている場合、1年目から6年目までの年金の減免が受けられる。特許権者は3年又は6年の減免を一度に請求する、又は1年目から6年目までの各年度に請求することができる。各年度の減免額は、下表のとおりである。

各年度の減免額		
年度	自然人（低所得者は除外）、 学校又は中小企業	自然人（低所得者）
1～3	NT\$800	全額
4～6	NT\$1,200	全額
7年目以降	減免なし	全額

注：ベンチャー・新事業の創業を促進するために、米国のLimited Partnership制度を参考にして、「有限合夥法」（有限責任組合法）が、2015年11月から会社法の特別法として施行され、それにより初めて「有限責任組合」という新しい事業形態が認められるようになった。

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）